

平成30年12月19日

自動販売機設置による飲料水の販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

佐賀地方裁判所長 岩 木 宰

佐賀地方裁判所庁舎外2庁の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機の設置により飲料水を販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

佐賀地方裁判所庁舎外2庁における使用許可（飲料水の自動販売機設置）の相手方選定

2 募集の趣旨

佐賀地方裁判所庁舎外2庁の一部において自動販売機の設置により飲料水を販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書等により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び使用面積

- | | | |
|---------------------|-------------------|--------|
| (1) 佐賀地方裁判所庁舎1階 | 佐賀市中の小路3-22 | 約1.99㎡ |
| (2) 佐賀地方裁判所武雄支部庁舎1階 | 佐賀県武雄市武雄町大字武雄5660 | 約1.58㎡ |
| (3) 佐賀地方裁判所唐津支部庁舎1階 | 佐賀県唐津市大名小路1-1 | 約1.20㎡ |

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機を設置し飲料水を販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領等の交付

ア 交付期間

平成30年12月19日（水）から平成31年1月8日（火）まで（ただし、裁判所の休日（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

佐賀地方裁判所事務局会計課管理係

佐賀市中の小路3-22 電話0952-38-5612

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成31年1月9日（水）から同年1月16日（水）まで（ただし、裁判所の休日（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数

6部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年12月27日（木）午後5時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、平成31年1月8日（火）までに郵送又は電送により回答する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書を5の(2)の企画提案書の提出に合わせて提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査する。

(5) (4)で全ての要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料（1㎡あたりの税別単価（年額）。以下「使用料単価」という。）の提案が、佐賀地方裁判所が定める使用料単価の最低価格以上で、最も金額の高い者を相手方として選定する。

なお、提案する使用料単価の算出については、記3の使用許可をする場所ごとに使用料を算出し、その合計額を記3の使用許可をする場所の各使用面積の合計数量で除する方法によること。

また、実際の使用料は、これに消費税及び地方消費税を加算した金額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を差し引いて使用料単価を算出し、提案書に記入すること。

おって、最高価格の入札を行った者が複数存在する場合には、最高価格の入札を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。

(6) いずれの提案金額も佐賀地方裁判所が定める使用料単価の最低価格の制限に達しない場合は、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、使用料単価の再提案を受けることとする。

なお、再提案の締め切りについては、該当者に対し、佐賀地方裁判所から別途連絡する。

(7) 再提案によっても佐賀地方裁判所が定める使用料単価の最低価格の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に佐賀地方裁判所が定める使用料単価の最低価格の制限以上で使用料単価の提案が可能であるかの交渉を行う。

(8) (7)の手続によっても佐賀地方裁判所が定める使用料単価の最低価格の制限に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。

(9) 詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

(別添)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者であるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別添様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会

運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

佐賀地方裁判所長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

